第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第３４８号
相模原市中央区宮下本町１丁目33番40号　宮下ハイツ102
破産者　島　　義美
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５８０号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地１棟410号、従前の住所名古屋市熱田区南一番町９番17号
破産者　国本ジェフェルソンこと　ＫＩＭＩＭＯＴＯ　ＪＥＦＦＥＲＳＯＮ　ＹＵＫＩＯ
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３９７号
愛知県小牧市多気西町117番地
破産者　木全　拓也
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１号
北海道河東郡音更町木野西通９丁目８番地
破産者　佐藤　　明
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
青森県三戸郡南部町大字苫米地字後小路１番地１
破産者　庭田　鉄雄
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
盛岡市厨川１丁目２番20―31号
破産者　阿部　正康
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４７号
岩手県一関市東五代５番23号　パストラーレⅡ102
破産者　佐藤　良悦
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４４号
宮城県東松島市矢本字下浦17番地１（あおい２丁目４番地１）市営あおい住宅北402号室、前住所宮城県東松島市大塩字緑ケ丘４丁目４番地１　グリーンタウンやもと２　応急仮設住宅　56―５号室
破産者　奥田　和幸
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１０６０号
横浜市港南区港南台２丁目15番24号エステール港南台103号、開始決定時の住所横浜市栄区桂台中１番５号
破産者　亀井　　保
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１９号
横浜市港南区大久保３丁目40番３―301号
破産者　野田　　滋
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２０号
横浜市港南区大久保３丁目40番３―301号
破産者　野田　明子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２８号
相模原市南区下溝326番地９
破産者　香宗我部隆
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２９号
相模原市南区下溝326番地９
破産者　香宗我部澄子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８７号
神奈川県茅ヶ崎市行谷518―１、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢７丁目13番地　第６ヤマサハイツ101号
破産者　橋田　昭三
成年後見人　水口かれん
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９４号
神奈川県海老名市河原口２丁目10番36―103号
破産者　池原　愛子（旧姓石倉）
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７７号
相模原市中央区矢部１丁目９番16号　ウエストヴィラ202、開始決定時の住所相模原市緑区橋本台１丁目10番33号　サンクレイドル橋本台608
破産者　柳澤　紀行
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９号
石川県鳳珠郡能登町字瑞穂３字36番１地
破産者　小林　幸次
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第５０４号
静岡県浜松市中区砂山町620番地の１　エスタビルド203
破産者　渡邊　愛子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係